【羽曳野市】

別　紙

１．ご説明をいただきたい事項

(1) 本件の端緒（発覚）から大阪府の処分に至るまでの経緯について

(2) 障害児通所支援事業（児童発達支援）にかかる利用申請手続きについて

(3) 障害児通所支援事業（児童発達支援）にかかるサービスの利用決定について

(4) 障害児通所支援事業（児童発達支援）にかかる事業所からのサービス費等の請求・支払いに関する手続きについて

(5) 障害児通所支援事業（児童発達支援）にかかる大阪府国民健康保険団体連合会における審査支払事務等について

(6) その他

２．ご回答をいただきたい事項

(1) 本件第一報は、いつ、阪本織布株式会社（以下「阪本織布」という。）の誰から、羽曳野市のどの部署の誰（担当）宛に、どういった内容であったのですか。

(2) 本件第一報を阪本織布から受けてから大阪府の行政処分に至るまでの間における、羽曳野市関係各課と同社、大阪府等との対応・協議の経緯について（時系列に）

(3) 本件が発覚して以降、羽曳野市はぶどうの家このみ（以下「当該事業所」という。）に対して直接の指導等は一切行っていないのですか。それは何故ですか。

(4) 羽曳野市は当該事業所に対して、これまで直接の確認・指導を行ったことがあるのですか。行った場合、その時期、内容、結果は。

(5) 市内に所在する各種福祉施設についても、大阪府が指定権者である場合、羽曳野市は指導等できないのですか。

(6) 羽曳野市が直接指導等できない事項について、異常を発見した場合、大阪府への通報・情報共有する仕組みはあるのですか。

(7) 受給者証の発行元が羽曳野市長であり、サービス提供事業所が羽曳野市内に所在し、利用者が羽曳野市民であるにもかかわらず、トラブル発生時に羽曳野市長が適切な介入や指導を行えない（権限がない）現状の制度設計には、強い矛盾を感じます。大阪府と羽曳野市、それぞれが持つ権限についてご説明ください。

(8) 障害児通所支援事業（児童発達支援）の新規の利用申請には、どのような手続きが必要ですか。具体的な流れをご説明ください。

(9) 申請には、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、あるいは「医師の療育が必要である旨の診断書」を提出する必要があります。この場合、提出する診断書は児童精神科、小児神経科、発達外来などの専門医が作成したものに限られるのですか。

(10) 療育の必要性を記した診断書において、特定の医師による交付が偏っている（あるいは集中している）傾向は認められませんか。

別　紙

(11) 直近（令和７年度）における障害児通所受給者証の交付件数とこれまでの推移について、また、利用者のうち障害者手帳（療育手帳など）を所持しているケース・所持していないケースの内訳（件数と割合）について具体的な件数をお示しください。

(12) 障害者手帳を所持していなくても受給者証が交付される、いわゆる「グレーゾーン」とされる児童の増加傾向について、その一般的な背景や要因をどのように分析していますか。羽曳野市の見解を伺います。

(13) 不正な手段により受給者証を取得した場合、どのような処分や罰則が科されますか。

(14) 受給者証には、どの様な記載があるのですか。見本を提供してください。

(15) 受給者証を交付する際、保護者へ羽曳野市作成のチラシ「児童発達支援、放課後等デイサービスのご利用について」を配布するなどして制度上の重要事項を説明し、適切な支援の利用に向けて保護者の理解を得ていますか。

(16) 各人の支給量はどのようにして決まるのですか。

(17) 利用者負担の上限金額はどのようにして決まるのですか。

(18) 有効期間満了後の手続きとは。診断書の更新（再提出）は必要ないのですか。

(19) 年齢到達（小学校への進学）に伴う放課後等デイサービスへの移行手続き（支給変更申請）はどのようにされているのですか。

(20) 市民の方がサービスを利用する（通いたい）施設は、どのようにして決めるのですか。認定こども園のように、市役所へ申し込む形になるのですか。

(21) 市民の方がサービスを利用する（通いたい）施設を選定するにあたって、羽曳野市はどのようにかかわっているのですか。

(22) 児童発達支援は利用者が自ら施設を選んで直接契約するとのことですが、保護者が事業所を選定するにあたり、市内全域や自分が住む地域（小学校区）内の施設一覧など参考となる資料は市から提供されているのですか。各施設の特徴や療育内容を比較・検討することは可能ですか。

(23) 障害児通所支援事業にかかる公費負担割合について

(24) 障害児通所支援事業にかかる請求から支払いに至る一連の流れについて

(25) 羽曳野市が受給者証の交付情報をもとに、サービス利用実績を照会し請求情報と照合することは制度上可能ですか。

(26) 本件のような架空請求（利用実態のない請求）はどのようにしたら発見できるのですか。羽曳野市の見解を伺います。

(27) 国保連合会が行う一次審査で、実際のサービス利用実績は確認できるのですか。これができないのであれば、制度上、実際のサービス利用実績はどの過程で確認できるのですか。

(28) 各事業所から羽曳野市に提出される資料と、大阪府や国保連に提出される資料との間に、同一児童・同一利用日等の情報を照合・突合する仕組みはあるのですか。

別　紙

(29) 本市が行う（国保連合会の一次審査後の）二次審査の受審対象となる全請求件数に対する割合と、具体的な審査内容、及びその対応について

(30) 本件のような架空請求（利用実態のない請求）を未然に防ぐために本市は何を行っているのですか。市独自の確認や照会など具体的にお示しください。

(31) 架空請求（利用実態のない請求）を完全に根絶するには、事業者のサービス提供記録、保護者への同通知と請求データを照合・突合する仕組みの導入を検討すべきと考えますが、羽曳野市の見解は。また、デジタル技術を用いて「データと現場の実態（リアルタイムの記録）を、偽造できない形で一致させる仕組み」を構築することも有効だと思われますが、このようなことを検討されているのですか。

(32) 本市においても障害児通所支援事業費の請求事務は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に業務を委託しています。その仕様（内容）と委託のメリットについて

(33) 国保連合会が行う一次審査において、本件のような架空請求（利用実態のない請求）は発見できるのですか。

(34) 国保連合会での審査において架空請求等の不正が発見できないとなると、どう対処しているのですか。

(35) 大阪府からの調査依頼を受け令和８年５月 18 日付羽保障第 985 号にて作成した回答中に給付費の集計表が提出されています。これは、国保連合会から提供されているシステムを利用し当該事業所名を特定すればデータ抽出は容易ですが、この額には放課後デイサービスの利用者分も含まれています。

この内訳の確認にあたり、羽曳野市は自ら当該事業所のサービス提供記録を直接確認した上で「該当なし」としたのか、あるいは事業者からの報告に基づいて「該当者なし」と認定したのか、その確認経緯を明確にお答えください。

(36) 収受票（令和７年５月 12 日付羽保福指第 415 号「経緯報告書の提出【阪本織布株式会社】」）の本文中に、「今後、当市として、①不正請求についての返還命令（処分）を行うか否（返還指導で済ませる＝「過誤調整」）か、②返還命令の場合に、返還額の 40%を上乗せして請求するか（障害者総合支援法第８条第２項）。」とあります。

本件においては、たまたま該当者がなく、返還等について判断する局面には至りませんでしたが、羽曳野市が指定権者となる「地域密着型介護サービス」等において不正請求事案が発生した場合には、必ず対応を迫られる重要な事項です。

処分を行うに当たっては、恣意的な判断を排除し、公平性を担保する必要があります。

ついては、羽曳野市が返還命令という処分を行うに際し、そのメルクマールとなる裁量基準や要綱等は制定されているのか伺います。

あわせて、加算金の上乗せの有無を決する基準はどのように設定されているのか、明確な答弁を求めます。

別　紙

加えて、本質問に関連する要綱及び基準等についても資料として提出を求めます。

(37) 起案書（令和８年２月 20 日付羽こ家第 4305 号「指定障害児通所支援事業者に対する行政処分等の決定に関する調査に対する回答について（伺い）」について、大阪府からの照会文（令和８年２月 12 日付障生第 1982-2 号）では、回答期限が令和８年２月 20 日となっています。本件回答は令和８年２月 20 日に起案、同月 25 日に決裁され同日に施行されています。今回、回答が遅れた理由についてお聞かせください。

また、大阪府が行政処分を行う際には、このような照会が必ず行われるのですか、それとも今回のような照会は本件に限った例外的なものなのかについても併せて伺います。

(38) 大阪府の記録（起案文書（令和８年３月６日付障生第 1982-3 号）「指定障がい児通所支援事業者等への監査結果について（阪本織布株式会社）」の添付文書「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」に基づく行政処分等（案）の決定について」の「４処分（案）」）の処分等の程度（態様）の項中、「『指定の全部効力停止』から『指定の一部効力（新規利用者受入）停止』に変更とあり、その理由として「羽曳野市に確認を行ったところ、当該事業所が、指定の全部効力の停止となった場合に利用者への代替サービスの提供が容易でないとの回答があったことから、「指定の全部効力停止」から「指定の一部効力停止」に変更する。」と記されています。

ここで大阪府が「羽曳野市から回答があった」としている回答とは、具体的にどのような内容（いつ、どのような形式でなされたものか。その起案文書は。）を指すのでしょうか。

また、羽曳野市はその回答を導き出すにあたり、どのような調査等を経て「指定の全部効力の停止となった場合に利用者への代替サービスの提供が容易でない」との結論に至ったのか、具体的に説明してください。

(39) 羽曳野市が本件を把握した後、事実確認・処分・返還・再発防止等について、大阪府とどのような協議を行ったのですか。

(40) 本件に関して羽曳野市が作成・受領・保存している資料には、どのようなものがあるのですか。

また、その資料のうち、受給者証、利用実績、請求実績、国保連データ等を相互に突合した資料は存在するのですか。

(41) 本件について、羽曳野市が把握した事実と大阪府から提供された事実との間に相違はあったか。あった場合、その内容と判明時期は。

(42) 本件処分と時期を同じくして、市内の指定障害福祉サービス事業者が指定取消処分を受けています。当該取消処分に至るまでの手続は、本件と同一の手続を経てなされたものですか。

(43) 本件事業所の運営法人である阪本織布の取締役社長が、大阪維新の会所属の羽曳野

別　紙

市議会議員である阪本菜津代氏であることを知っていましたか。

また、その事実はいつ知りましたか。

(44) 令和６年７月以降現在に至るまでの間、羽曳野市が主催または運営を支援する会議等への阪本菜津代氏の出席状況を報告してください。

また、当該会議への出席は、どのような資格（阪本織布の役員等の役職）に基づくものなのか、その確認はできているのかを含めて報告してください。

加えて、当該会議等の開催通知、出欠報告書及び出席資格を確認した文書の提出も求めます。

(45) その他

以上